

## 保育従事者の処遇向上のための配置基準の改善等を求める意見書

保育施設は、だれもが安心して子どもを産み育て、働ける社会を実現するための不可欠な社会資源である。子どもたちのために、どのような状況にあっても安心・安全で質の高い保育を格差なく保障するためには、保育士の配置基準の改善など保育従事者の処遇改善、保育環境の整備は重要な課題である。

小学校においては、令和3年度から順次35人学級が導入され、さらなる少人数学級の推進が課題となっている。しかしながら、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育施設の配置基準については、半世紀以上放置されたままである。

コロナ禍の中で、保育施設の重要性は一層明らかになり、保育従事者の処遇向上、とりわけ増員を求める保護者、地域住民の声は大きくなっており、今こそ、国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、保育従事者の処遇向上のため、下記の措置を講じられるよう強く求めるものである。

### 記

#### 1 未実施の配置基準の改善等

未実施（子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（平成24年8月10日）にある0.3兆円超メニュー分）の配置基準の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1、子育て支援員の配置等）に必要な予算の確保を図ること。

#### 2 0歳児の配置基準の改善等

0歳児の職員配置を3：1から2：1へ改善するとともに、必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

西 脇 市 議 会